

ふくい

社会保険

2016年
6・7月号



福武線沿線を行く

画／松宮 実

(株)松宮設計事務所所長。建築設計の仕事の傍ら、福井新聞文化センター等でスケッチ教室の講師を務める。

〈西鯖江〉

平成7年に改築された駅舎の2階は、桜町公民館「さくらんぼ会館」になっています。平成21年には、駅舎事務所跡に福井鉄道の歴史資料を展示したミニ資料館が開設されました。

職場内で回覧しましょう

施設利用補助券

申込受付開始間近!

社会保険協会では、被保険者とその家族の健康づくりに役立てていただくため、いろいろな施設の利用補助を行っています。ご家族、会社の皆様とお気軽にご利用ください。

けんこうの湯(夏季)

- ★ 期間／平成28年7月23日(土)～8月31日(水)
- ★ 場所／①三国温泉 「ゆあぽーと」(坂井市)
②鷹巣温泉 「鷹巣荘」(福井市)
③ふくい健康の森 「健康の森温泉」(福井市)
④越前温泉露天風呂 「漁火」(越前町)
⑤越前温泉露天風呂 「日本海」(越前町)
⑥河野シーサイド温泉 「ゆうばえ」(南越前町)
⑦敦賀きらめき温泉 「リラ・ポート」(敦賀市)
⑧御食国若狭おばま 「濱の湯」(小浜市)

健康の森温泉が増えました!

- ★ 利用補助券発行予定枚数／5,000枚
★ 補助額／入浴料の一部(500円)を補助



海の家

- ★ 期間／平成28年7月23日(土)～8月31日(水)で海の家開設日
※期間中であっても、場所によっては閉鎖されることもあります。
- ★ 場所／◆三国サンセットビーチ(浜茶屋組合加盟の浜茶屋)
◆鷹巣海水浴場の全浜茶屋
◆敦賀松原海水浴場の全浜茶屋

- ★ 利用補助券発行予定枚数／5,000枚
★ 補助額／利用料の一部(500円)を補助



「けんこうの湯(夏季)」 「海の家」の利用補助券申込方法

7月1日の消印から受け付けます 郵便でお申し込みください!

★6月中の消印や返信用封筒(切手貼付・宛先記入)がない場合は無効とさせていただきますのでご了承ください。

1 申込書 下記様式で申込書を作成してください。

福井県社会保険協会のホームページからもダウンロードできます。

「けんこうの湯(夏季)」・「海の家」利用補助券申込書			
事業所名			
事業所所在地	〒		
事業所記号・番号	(記入例…01 アイウ 12345)		
担当者	TEL		
希望枚数	けんこうの湯 枚	海の家 枚	合計 枚

事業所規模(被保険者数)に応じて下表を上限として発行します。

● 上限枚数 (「けんこうの湯(夏季)」 「海の家」それぞれの上限枚数)

被保険者数	上限枚数	被保険者数	上限枚数	被保険者数	上限枚数
5人未満	3枚	30人未満	15枚	100人未満	40枚
10人未満	8枚	50人未満	25枚	300人未満	50枚
20人未満	10枚	70人未満	35枚	300人以上	80枚

2 返信用封筒

宛先を記入し、返信用切手を貼ってください。

● 返信用切手料金

枚数	切手料金	枚数	切手料金
20枚まで	82円	110枚まで	140円
40枚まで	92円	160枚まで	205円

※返信用封筒は定形(長形3号120×235mm)をご利用ください。

ご注意

- 事業所ごとに希望枚数を取りまとめ、1回でお申し込みください。
- 先着順に発行し、予定枚数がなくなり次第終了となります。
- 各利用補助券とも期間中1人1回限りの利用とします。
- 平成28年度の協会費が未納の事業所は利用できません。

お申し込み・お問い合わせ先

(一財) 福井県社会保険協会

〒910-0831 福井市若菜町508番地 福井県鉄工会館2階

☎0776(53)8016

<http://www.fukui-shahokyo.jp/>

まだあります!

越前松島水族館・海遊館の利用補助券

当協会では、従来からの「海遊館」に加え、今年度から新たに「越前松島水族館」の利用補助を実施しています。ご家族や職場の仲間と一緒に出かけませんか？

利用補助券は先着順で差し上げています。まだ余裕がありますので、お早めにお申し込みください。

● 割引料金「越前松島水族館」

大人(高校生・16歳以上)	1,500円(一般料金 2,000円)
子供(小・中学生)	700円(一般料金 1,000円)
幼児(3歳以上)	300円(一般料金 500円)

● 割引料金「海遊館」

大人(高校生・16歳以上)	1,700円(一般料金 2,300円)
子供(小・中学生)	800円(一般料金 1,200円)
幼児(4歳以上)	400円(一般料金 600円)

● 申込方法

ホームページまたは「社会保険ふくい4・5月号」をご覧ください。

健康づくりDVDを
お貸しします

健康づくりの大切さについて広く知っていただくため、健康づくりDVDの無料貸出を行っています。職場内での研修会などにご利用ください。

DVDのタイトル

- ◆ はじめてのウォーキング&ジョギング(約31分)
- ◆ 若々しい体をキープ! エクササイズ&ダイエット(約32分)
- ◆ Good-bye ストレス(約28分)
- ◆ 正しく知れば怖くない がんのお話(約26分)

貸出申込書は当協会のホームページからダウンロードできます。

福井県社会保険協会の
ホームページ

<http://www.fukui-shahokyo.jp>

越前松島水族館の
利用補助券は
ここをクリック

DVDの
貸出申込書は
ここをクリック



社会保険協会費納入のお礼とお願い

平成28年度の協会費を納入いただき、
ありがとうございました

「平成28年度社会保険協会費ご協力のおかげ」につきまして、ご理解とご協力を賜り、さっそく納入いただきまして誠にありがとうございます。

当協会では、会員の皆様のご協力のもと、健康保険・年金制度の普及・広報事業や健康と福利増進のための事業に取り組んでまいります。

まだ納入がお済みでなくても間に合いますので、事業を円滑に運営していくためにも、早期の納入にご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、会費納入にあたっての「振込依頼書」がお手元にはない場合には、当協会(TEL 0776-53-8016)までご連絡くださいますようお願いいたします。

事業所の住所・名称等を変更の場合には、年金事務所に手続きをいただくとともに、当協会にもご連絡くださいますよう、お願いいたします。

日本年金機構からのお知らせ

算定基礎届をお忘れなく

算定基礎届は、標準報酬月額[※]と実際に被保険者が受けた報酬(給与)に大きな差が生じないように、毎年見直しを行うための届書です。このため、事業主の方は全被保険者の報酬を年金事務所へ届出していただくことになります。

※標準報酬月額とは、被保険者が実際に受ける報酬の月額をいくつかの等級に区分した報酬のことをいいます。健康保険の場合は「第1等級58,000円～第50等級1,390,000円」、厚生年金保険の場合は「第1等級98,000円～第30等級620,000円」と定められています。

届出用紙は6月中旬に郵送します

届出用紙は郵送

「算定基礎届」の届出用紙は、6月中旬に郵送します。

算定基礎届の対象者

対象となる方は、7月1日現在の全被保険者です。
ただし、その年の6月1日以降に被保険者となった方は対象外となります。

届出の対象となる月

対象となる月は、4月・5月・6月の3ヵ月で、対象月に支払った給与の総額を届出することになります。

届出の時期

届出する時期は、7月1日から7月11日までの間です。

適用となる期間

新しい標準報酬月額は、その年の9月から翌年8月まで適用されます。



算定基礎届事務のスケジュール

事前に出勤簿や賃金台帳などの整備をしておきましょう。



6月

●用紙が郵送されます

届出用紙に印字されている内容を確認してください。

7月

●算定基礎届の提出

あらかじめ返信用封筒を同封しておりますので、**7月11日**までに到着するよう投函してください。

9月

●標準報酬月額の決定

標準報酬決定通知書により保険料額を確認し、被保険者一人ひとりに標準報酬月額や保険料額をお伝えください。

●磁気媒体(CD・DVD)による届出が可能です。

●電子申請も可能です。

(お問い合わせ先は、日本年金機構 電子申請・磁気媒体申請照会窓口 ☎0570(058)555です)

●お問い合わせ先

各年金事務所「厚生年金適用調査課」 福井0776(23)4512 武生0778(23)1123 敦賀0770(23)9901 (厚生年金適用徴収課)

「算定基礎届総括表」記載時のご注意

法人番号などのご確認をお願いします

厚生年金保険法等の改正により、右の5つの条件を満たす短時間労働者については、平成28年10月から厚生年金保険・健康保険の適用拡大の対象となります。

このようなことから、「適用事業所の法人番号」「個人・法人等区分」「本・支店区分」「内・外国区分」(以下「法人番号」という)を確認する必要があります。平成28年度の算定基礎届(総括表)に日本年金機構が把握している法人番号を記載し送付しますので、記載内容をご確認ください。記載内容に誤りがある場合は「訂正後欄」に必要事項を記入してください。

適用拡大の5要件

- ① 501人以上の企業に勤めていること
- ② 週の所定労働時間が20時間以上あること
- ③ 賃金の月額が8.8万円以上であること
- ④ 勤務期間が1年以上見込まれること
- ⑤ 学生でないこと

【法人番号の追記・訂正を行う必要がある場合】

法人番号指定通知書等の法人番号が確認できるコピーを添付してください。
なお、算定基礎届(総括表)が未提出の場合や、法人番号が確認できる通知書等のコピーが添付されていなかった場合は、後日、別途勧奨することがあります。

① 個人・法人等区分	② 法人番号	③ 本・支店区分	④ 内・外国区分	⑤ 訂正後	⑥ 法人番号
1. 法人 2. 個人 3. 国・地方公共団体	9999999999999999	1. 本店 2. 支店	1. 内国法人 2. 外国法人	1. 法人 2. 個人 3. 国・地方公共団体	1. 本店 2. 支店

※左側の①～④に印字されている区分・法人番号を確認の上、訂正の必要がある場合や印字されていない場合は、「⑤訂正後」の⑤～⑥の各欄について、該当する事項を○で囲みまたは法人番号を記入してください。個人事業所及び国・地方公共団体の場合は、①欄のみ確認してください。なお、⑥欄へ法人番号を記入した場合は、法人番号が確認できる通知書等の写しを添付してください。

シリーズ年金 「算定基礎届」は なぜ提出しなければならないの?

●厚生年金保険料・健康保険料を決定する基礎になるものだからです

「算定基礎届」とは…

厚生年金保険・健康保険の被保険者の保険料額を決めるため、その年の4・5・6月の給料の額とその平均月額を記入したものが「算定基礎届」です。事業所は毎年7月1日現在の全被保険者(6月1日から7月1日までに資格取得した人を除く)について「算定基礎届」を年金事務所に届出しなければなりません。年金事務所はこの平均月額にもとづいて「標準報酬月額」を決め、その年の9月から翌年の8月までの保険料徴収などに使います。

これによって標準報酬月額を決めることを「定時決定」といいます。



4月 報酬

5月 報酬

6月 報酬

$$\frac{\text{報酬総額 (4月+5月+6月)}}{3} = \text{標準報酬月額}$$

賞与を支払ったら…5日以内に 「賞与支払届」と「賞与支払届総括表」を 提出してください

賞与（ボーナス等）を支払った場合は、支払った日から5日以内に「被保険者賞与支払届」および「被保険者賞与支払届総括表」を提出してください。

なお、届出された「賞与」は将来の年金に反映されます。

★記入もれ等により内容が不明瞭な場合は、届書を返戻します。

★届出がないときは、支払予定月の翌々月に、催告状を送付します。

1 賞与支払届

賞与支払予定月の前月に、被保険者情報を印字した届出用紙を事業所あてに送付します。

この届出用紙に被保険者ごとの支給額を記入して作成してください。

2 賞与支払届総括表

賞与支払届を提出する際は、あわせて賞与支払届総括表も提出してください。

★支払予定月に賞与の支払いがなかった場合でも、賞与支払届総括表による届出は必要ですので、提出をお願いします。

賞与とは

賞与の対象となるもの

- ◆ 賞与（役員賞与も含む）・ボーナス・期末手当・決算手当・年末手当・夏（冬）期手当・越年手当・年末一時金・繁忙手当・勤勉手当など賞与と同一性質を有すると認められるもので、年間を通じて支給回数が3回以下のもの
- ◆ 寒冷地手当など年間を通じて支給回数が3回以下のもの
- ◆ 上記のうち通貨で支給されるもののほか、自社製品など現物で支給されるもの

賞与の対象とならないもの

- ◆ 左記の賞与等で年間を通じて4回以上支給されるもの（標準報酬月額の対象になります。）
- ◆ 恩恵的に支給される結婚祝金・病氣見舞金・災害見舞金など
- ◆ 出張旅費・退職金・解雇予告手当・年金・恩給・株主配当金・健康保険の傷病手当金など

賞与にかかる保険料の計算方法

個人ごとに支払った賞与の金額の1,000円未満を切り捨てて、「標準賞与額」を算出してください。
この標準賞与額に保険料率を掛けて、個人ごとの保険料を計算してください。

1 標準賞与額の算出

賞与の支給額が600,780円の場合、1,000円未満を切り捨ててください。

600,780円 → 600,000円が

標準賞与額となります。

2 保険料の計算

【例】

〈健康保険料〉

$$\text{標準賞与額} \times \text{保険料率} = \text{保険料}$$

$$600,000\text{円} \times \frac{9.93}{100} = 59,580\text{円}$$

〈厚生年金保険料〉

$$600,000\text{円} \times \frac{17.828}{100} = 106,968\text{円}$$

〈子ども・子育て拠出金〉

$$600,000\text{円} \times \frac{0.2}{100} = 1,200\text{円}$$

3 保険料率等

	保険料率	標準賞与額の上限	保険料の負担
健康保険	9.93% 40歳から64歳の方は11.51%（注）	573万円 （4月1日から3月31日までの間）	事業主と被保険者が折半
厚生年金保険	17.828%	150万円	事業主と被保険者が折半
子ども・子育て拠出金	0.2%	150万円	全額事業主負担

（注）40歳から64歳の方は、介護保険料（1.58%）を健康保険料に上乗せとなります。

●お問い合わせ先

各年金事務所「厚生年金適用調査課」 福井0776(23)4512 武生0778(23)1123 敦賀0770(23)9901（厚生年金適用徴収課）

事業主・加入者の皆様へ 被扶養者資格の再確認を実施します

期限までにご提出ください!!

協会けんぽでは、保険料負担の抑制のため、医療費及び高齢者医療制度への支援金等の適正化を目的に、健康保険法施行規則第50条に基づき、被扶養者の資格を定期的に再確認しています。

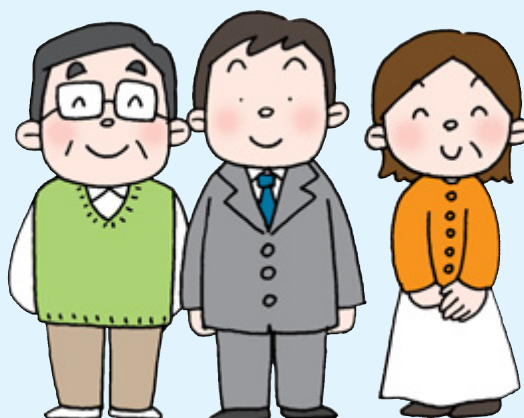
事業主の皆様宛に6月上旬より順次送付しております「健康保険被扶養者状況リスト」が届きましたら、被扶養者資格をご確認のうえ、協会けんぽへご提出いただきますようお願いいたします。

再確認の対象となる方

平成28年5月23日現在の協会けんぽの被扶養者の方
ただし、下記に該当する方は対象外です。

- 平成28年4月1日において18歳未満の被扶養者
- 平成28年4月1日以降に認定を受けた被扶養者

※上記に該当する方についても、氏名等がプリントされていますが、再確認の必要はありません。(備考欄に「確認不要」と表示しています。)



確認方法

事業主様より被保険者の皆様に対して、文書または口頭により、健康保険の被扶養者としての要件を満たしているかをご確認いただき、被扶養者状況リストに確認結果をご記入ください。

(ただし、所得税法上の控除対象配偶者または扶養親族であることが確認できる場合は、文書または口頭による確認は省略して差し支えありません。)

提出期限

平成28年8月1日(月) ※被扶養者資格の再確認が終わりましたら速やかにご提出ください。

提出いただくもの (必ずご確認ください)

再確認の結果に応じて、ご提出いただくものは次のとおりです。※ご提出には専用の返信用封筒をご使用ください。

- 被扶養者全員(確認不要被扶養者は除く)が「変更なし」または「届出済」となった方

被扶養者状況リストのみを提出

- 被扶養者状況リストに、「削除となる」となった被扶養者がある方
被扶養者状況リストの他、削除となる方の被扶養者調書兼異動届と被保険者証をあわせて提出

被扶養者状況リスト (協会けんぽ提出用)

被扶養者調書兼異動届 (正・副ともに)

削除となる方の被保険者証

パンチもしくはハサミを入れる

※高齢受給者証や特定疾病療養受療証等がある場合は、被保険者証とあわせて提出してください。



豚肉とトマトのんにく甘酢炒め

重症化するとさまざまな合併症を引き起こすだけでなく、高額な医療費がかかる「糖尿病」。
そんな糖尿病の予防に効果的なレシピをご紹介します。

●材料(2人分)

豚もも肉(赤身) 160g
A 塩 小さじ2/3
酒 小さじ2
片栗粉 小さじ2
たまねぎ 1/2個(120g)
トマト 2個(200g)
にんにく 2片(10g)
B 酢 大さじ2
しょうゆ 小さじ2
砂糖 小さじ2
オクラ 6本
ごま油 小さじ2
玄米ごはん 300g

●作り方

- ① 豚肉は食べやすい大きさに切り、Aをまぶす。たまねぎとトマトは乱切りに、にんにくは輪切りにする。Bは混ぜ合わせておく。オクラは表面に塩をこすりつけ1分ほど茹でておく。
- ② フライパンにごま油とにんにくを入れて弱火にかけ、焦げないようにじっくり火を通す。香りが出てきたら、たまねぎと豚肉を入れて、弱めの中火で4分ほど炒める。
- ③ トマトとBを加えて2分ほど炒める。材料に火が通ったら火を止めて皿に盛り付ける。玄米ごはんとおクラを添える。

料理制作/wato (管理栄養士・フードコーディネーター)
スタイリング/UKO



ヘルシーポイント

豚肉に豊富に含まれるビタミンB1は、糖質の代謝を活発にします。不足するとブドウ糖をうまく代謝できなくなり、血糖値が上昇しやすくなります。

INFORMATION

●6月の年金事務所相談のご案内

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

●7月の年金事務所相談のご案内

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24 31	25	26	27	28	29	30

- 8:30~17:15
- 8:30~19:00 (相談時間を延長)
- 9:30~16:00 (休日相談日)

●6・7月の出張相談所の受付日時

必ず受付時間内にご来場ください

●勝山教育会館

6月 9日(木)10:00~15:30

●勝山市民会館

7月14日(木)10:00~15:30

●坂井地域交流センター(いねす)

6月16日(木)10:00~15:30

7月21日(木)10:00~15:30

●大野商工会議所

6月23日(木)10:00~15:30

7月28日(木)10:00~15:30

●小浜市文化会館4階(小浜市役所横)

6月 9日(木) 23日(木)10:00~15:00

7月12日(火) 28日(木)10:00~15:00

(注) 12:00~13:00は休憩時間とさせていただきます。

街角の年金相談センター 福井(オフィス)

福井市手寄1-4-1
AOSSA2階
月~金曜日
9:00~17:15

一般財団法人 福井県社会保険協会のホームページをご利用ください

<http://www.fukui-shahokyo.jp>

一般財団法人 福井県社会保険協会ではホームページを開設し、協会事業の広報および社会保険制度の周知啓発等を行っています。

